

会務月報

第382号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成26年9月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成26年9月12日 (金)
13:30~15:25
2. 場 所 日事連会議室
3. 理事総数及び出席理事数 総数32名、出席数26名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 大内達史
副 会 長 宮原克平、富岡 学、佐野吉彦、田畑光三、
朝岡市郎、井上精二
専務理事 高津充良
常任理事 遠藤正幸、栗原憲昭、佐々木宏幸、仲元典允、
山本康一郎
理 事 秋野卓生、池田修平、大谷秀逸、金子敏夫、
河野 久、小林忠志、澤木英二、鈴木眞生、
村山高文、山木 茂、横須賀満夫、吉田 敏、
渡邊淳悦
監 事 東條正博、堂田重明、宮原浩輔
事 務 局 前田敏明事務局長兼総務課長、
戸谷泰子会誌編集担当課長、鈴木雅之業務課長、
千浜民子企画調整担当課長、
市川貴之教育・情報担当課長、吉田茂調査役
欠席者
常任理事 香月直樹
理 事 浅野善治、神田重信、富田 裕、中山茂樹、
村岡健治

5. 議 事

- (1) 議長の選任 大内達史会長が議長に選任された。
- (2) 議事録署名人の確認
定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の者であることが確認された。
大内達史会長、東條正博監事、堂田重明監事、
宮原浩輔監事
- (3) 議決事項
 - 1) 常任理事会専決事項の承認の件
(平成26年8月27日、常任理事会決定)
①平成26年度日事連建築賞の表彰者決定の件
日事連建築賞選考委員会での選考経過及び常任理事会で資料1のとおり決定した旨、事務局より説明がなされた。
本年度は、130点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、22単位会から40点の建築作品が日事連に応募された。審査の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点、優秀賞として一般建築部門3点・小規模建築部門4点及び優秀賞に準ずるものとして一般建築部門6点・小規模建築部門4点を奨励賞とすることを決定した。
 - 2) 専門委員会及びワーキンググループの設置及び委員の承認の件
事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。
今般設置する専門委員会及びワーキンググループは、(1)業務・技術委員会関係で、①構造技術専門委員会、②建賠保険等調査専門委員会、③業務報酬基準ワーキンググループ、④建築士事務所のマネジメント支援ツール「JAAF-MST」維持管理ワーキンググループ、⑤既存住宅の活用に係るワーキンググループ、⑥四会建築設計・監理等業務及び工事請負業務の契約書類対応ワーキンググループ、並びに(2)広報・渉外委員会関係で、①会誌編集専門委員会であり、いずれも、継続して設置するものである。委員については、大内会長、単位会及び常置委員会委員長等と相談し、適任者を候補とした。
議長より、専門委員会及びワーキンググループの設置及び

委員について諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

(4) 報告事項

1) 建築士法改正施行への対応状況について

高津専務理事より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

今回の建築士法の改正が三会共同提案をベースにしているところから、今後の改正建築士法の普及・周知等についても三会で共通認識のもとに積極的に進めていく必要があるため、三会での懇談会を開催し、普及及び周知について意見をすりあわせ、国交省へ働きかけを行う予定である。議連の提言の中にある、建築士免許証記載事項の追加（勤務先及び住所）について、運用上課題がないかどうか求められており、今後、国交省と機動的な意見交換会を適宜行う予定である。

なお、建築士免許証への追加記載事項、特に勤務先及び本人住所について8月の常任理事会で議論したところ、追加不要とする意見が多数であった。

2) 建築基準法の改正について

高津専務理事より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

この改正建築基準法は、昨年から今年にかけて社会資本整備審議会で議論した答申に沿ったもので、本年6月4日公布、公布後1年以内に施行され、その内容は以下のとおりである。

- ①木造の利用を促進するための木造建築関連基準の見直し
- ②構造計算適合性判定制度の見直し
- ③指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設
- ④新技術の円滑な導入に向けた仕組み
- ⑤エレベーターの昇降路の部分の床面積を延べ面積に導入しない等、容積率制限の合理化
- ⑥定期調査・検査報告制度の強化
- ⑦建築物の事故等に対する調査体制の強化

3) 「適合証明技術者」講習及び「既存住宅現況検査技術者」講習の申込状況について

事務局より、資料5によって次の趣旨の報告がなされた。

今年度は、住宅金融支援機構の適合証明技術者の新規・更新登録を行う年であるが、中古住宅流通時に適合証明業務と既存住宅現況検査が一度に行える技術者を育成することにより、利用者の利便性と効率性に寄与することができるため、本年度は希望者に、住宅瑕疵担保責任保険協会が手掛ける既存住宅現況検査技術者講習も追加して講習受講ができるようにし、両講習を同日実施しているところである。申込数は、適合証明技術者は平成24年度から9%減の4,662名、既存住宅現況検査技術者は申込基準の2倍強の3,268名であった。

4) 建築関連5団体による「新国立競技場に関する建築関連団体への説明会を受けての質問書」に対する回答について

大内会長及び高津専務理事より、資料6により次の趣旨の報告がなされた。

7月17日付けの五会からの質問、①新国立競技場の機能と需要予測、②建設費、③維持管理費、④改修計画と比較検討、⑤スケジュール、解体工事について、⑥今後の会議開催について（要望）及び8月1日付けで追加の屋根の設置に関する質問に対して、8月8日と8月22日の2回に分けて日本スポーツ振興センターから回答がなされた。その内容についてはホームページでも公開している。今後とも引き続き協議を進めて行く予定である。

5) 京都会及び三重会からの木造診断・補強ソフトにかかわる日事連への提案について

遠藤常任理事及び事務局より、資料7により次の趣旨の説明がなされた。

7月22日に三重会田端前会長より、7月7日に行われた「京都会及び三重会の日事連木造診断・補強ソフト打合せ」の議事録が大内会長に渡された。その際、日事連に対する具体的な要請等は無かったが、議事録には今後の運用について「実質的なものは日事連の業務・技術委員会にて行って頂き

たい」との記載があった。

このソフトについては、三重会田端前会長も委員を務めていた財政検討特別委員会で、平成25年1月から、日事連の安定的な収入を確保していくことに重点を置き、検討を始めた。当初は、三重会からソフト等の提供が可能であること、またエクセルを使って容易にソフトの作成ができるような発言もあったが、単位会での利用状況とニーズを把握するために、単位会にアンケート調査を実施した。その結果は、当該ソフトは必要ないとした単位会が多数を占め、その後の財政検討特別委員会で議論や構造技術専門委員へのヒアリングでも、日事連の事業とすることに否定的で、作成については決定を見なかった。平成25年7月の財政検討特別委員会では、当該ソフトについて当時の上野委員（京都府）と田端委員（三重会）で研究するというので、この議論は終結し、その後、両委員から財政検討特別委員会や日事連に対し報告等はなされていなかった。

8月の常任理事会での協議を受けて、9月4日の業務・技術委員会で当該ソフトについて協議した結果、京都府及び三重会が目標に掲げる採算確保の最低販売件数1,000件というのは、達成があまり見込めないことから賛同しないこととした。なお、他の単位会からソフトの必要性、要望等があれば、直接京都府及び三重会へ申し入れをしてもらうこととした。

6) 非構造部材の安全性確保に向けてのJSCAの提言について

高津専務理事及び遠藤常任理事より、資料10により次の趣旨の報告がなされた。

日本建築構造技術者協会（JSCA）より、非構造部材の安全性確保に向けての意見交換の申し入れがあり、業務技術委員会委員長である遠藤常任理事、副委員長である小林理事及び事務局が8月21日の意見交換会に出席し、意見交換を行った。JSCAでは他建築団体（土会連合会、JIA、日建連等）にも提言についての意見交換を予定しており、意見を集約して今後の対応を考えているとのこと

である。

7) 理事の異動について

8月5日付けで、一身上の都合により、杉山義孝理事より辞任届が提出され、正副会長で相談の結果、直ちに辞任を認め、理事の抹消登記を行った旨、事務局より資料11により報告がなされた。

8) 会員・構成員異動報告

平成26年7月末及び8月末の会員及び構成員数等を、事務局より次のとおり報告した。単位会別構成員数等は資料10のとおり。

平成26年7月31日現在

正会員46団体、構成員14,929事務所、賛助会員3社
平成26年8月31日現在

正会員46団体、構成員14,931事務所、賛助会員3社
<配付資料>

資料1：平成26年度日事連建築賞審査報告他

資料2：専門委員会及びワーキンググループの設置等について（案）

資料3：建築士法改正施行への対応状況について

資料4：建築基準法の一部を改正する法律

資料5：平成26年度適合証明技術者の新規・更新登録の受付と既存住宅現況検査技術者講習の同日講習の申込み状況等について

資料6：日本スポーツ振興センターからの「新国立競技場に関する建築関連団体への説明会を受けての質問書」に対する回答書他

資料7：京都府及び三重会の木造診断・補強ソフト打合せ議事録他

資料8：非構造部材の安全性確保に向けてのJSCAからの意見交換依頼文書他

資料9：辞任届

資料10：会員・構成員異動報告書

■第11回 基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成26年11月6日(木)

9:30~12:30

(特別委員は10:30から出席)

会 場 日事連会議室

出席者

委員長:大内達史

副委員長:佐野吉彦

委員:三栖邦博、八島英孝、遠藤正幸、佐々木宏幸、山木 茂、
宮原浩輔、児玉耕二、高津充良

特別委員:秋野卓生、河野 久、富田 裕

(特別委員は議事3から出席)

(欠席:特別委員・浅野善治)

事務局:前田、鈴木、千浜

<配付資料>

第10回基本問題検討特別委員会議事概要(案)

資料1 : 公共建築設計懇談会資料

資料2-1 : 品確法基本方針・運用指針/入契法適正化指針
(スケジュール)

資料2-2 : 委員からの提出意見

資料3-1 : 免許証記載事項の追加(勤務先・住所)に関する
検討の結果について(報告)

資料3-2 : 建築士法の一部を改正する法律について(建築
士事務所協会内部向け)経緯等説明資料

資料3-3 : 建築士法の一部を改正する法律について(パワー
ポイント資料)

資料3-4 : 契約書類改正等への取り組みの現状

資料3-5 : 改正建築士法の施行に向けて報酬基準に準拠し
た契約の締結に関する要望活動の実施の骨子に
ついて(たたき台)

資料4-1 : 大臣の調査権新設等に伴う一級建築士の懲戒処
分に関する検討事項(お願い案)

資料4-2 : 中央建築士審査会報告(八島委員より)

議 事

1. 公共建築設計懇談会の動きについて

○公共建築設計懇談会意見交換会での検討状況について、佐々木委員より資料1に基づき報告がなされた。主な概要は以下の通り。

- ・10/21に開催された第3回懇談会意見交換会では、官庁営繕工事の円滑な施行確保について、設計・施工一括発注方式について国交省より情報提供され意見交換を行った。
- ・発注関係事務の運用に関する指針(骨子案)の多様な入札方式の記載は、今行われている土木の入札方式を中心に記載されている。建築と土木は違うことをかき分けられるのかということはこれからの検討となる。
- ・設計・施工一括発注方式等の導入についての検討課題の整理は、各団体からの意見を整理したもの。日事連から提出した意見は①~⑩となる。第4回の意見交換会に向けてこれから議論をする。

○次のような意見交換を行った。

- ・多様な入札方式の導入・活用については年度内にもガイドラインが出される予定である。
- ・5、6年前から国交省では土木が主体の議論がなされる傾向がある。官庁営繕部に協力して建築は土木とは違うと言いつけていかなければいけない。
- ・設計・施工一括方式であると施工が前面に出てくる。専門家の役割分担を明らかにしていけないといけない。
- ・ガイドラインの中に建築設計をつくってもらうことはできないか。
- ・土木と建築を切り分けることが一つのポイントとなる。
- ・土木と建築は言葉一つから違う。両者を理解しないといけない。
- ・次回が12/16の開催でその後に親委員会が開催される予定である。
- ・公共建築設計懇談会は意思決定の場ではない。意見交換の場である。国交省の公共工事の中で建築はわずかであるので営繕の発言力も弱い。建築界で応援しなければいけない。

2. 品確法改正後の「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見提出について

○資料2-1、2-2により品確法改正後の「発注関係事務の運用に関する指針」に係る意見提出についての検討を行った。高津委員より「発注関係事務の運用に関する指針」についての意見提出については、単体会、業務・技術委員会、基本問題検討特別委員会に送付し、意見を求めている旨、説明され、資料2-1により指針策定の背景となる基本方針や適正化指針改正などの状況が説明された。資料2-2は佐野副委員長から提出された意見であり、佐野副委員長より趣旨が説明された。

○意見提出の方針について次のような検討を行った。

- ・骨子案の入札方式の記述の仕方は重大。設計・施工一括が最初にありその下に単独発注がある。建築側としては厳しい。
- ・ここでは工事を中心に入札契約方式がかかっている。設計は骨子案にいろいろな入札契約方式がかかっている。
- ・記述の順番として設計・施工一括が最初にくるのはおかしいという気がする。
- ・骨子案にも設計の入札方式を記載してほしいという意見を出したらどうか。
- ・まずは建築と土木を分けて記述してほしいということを意見としてはどうか。

○検討の結果、全体意見としては建築と土木を分けて記述してほしいという意見を出し、個別の意見としては佐野副委員長提出意見の⑦、⑧、⑩、⑪に絞って意見を提出することとした。細かい文言については委員長に一任することとした。

3. 建築士法改正施行への対応状況について

○資料3-1～3-5により高津委員より建築士法改正施行への対応状況が説明された。

主な概要は以下の通り。

- ・建築士免許証への勤務先、住所の記載は、先送りとする方向で三会でほぼ結論が出た。三会で国交省に報告を行う予定である。資料3-1はその報告案と課題の整理案。議連の総会でも報告を行う予定である。

・資料3-2は、建築士法改正についてのこれまでの経緯をまとめた説明資料。資料3-3のパワーポイント資料とともに日事連の内部向け説明資料として単体会で会員などに説明する際に活用できるよう作成した。

・資料3-4は、契約書類改正等への取り組み状況をまとめた資料。まずは四会連合協定の契約書類の法改正への対応を優先して取り組んでいる。

・資料3-5は、報酬基準に準拠した契約の締結に関する要望活動実施のたたき台案。三会で協力して要望活動を行うことを検討している。

○建築士法改正施行について次のような質疑を行った。

・建築士免許証への勤務先、住所の先送りはいつごろまで先送りするのか。

・次の改正の機会の時までには検討を行っていくことになるかと思われる。

・内部向けの説明資料であるが、単体会ではなかなか説明できないのではないかな。

・12月に政経フォーラムを予定しているが、そのときに「建築士法の一部を改正する法律について」をテーマとして経緯、改正の概要等を説明する予定である。

・ブロック単位で説明会を開催した方が講師を融通しやすいのではないかな。

・4月になると意味がなくなってしまう。政省令や運用についても説明した解説書ができる予定である。

・告示15号であるが、完全ではなく定期的な見直しが必要である。

・今後の課題として検討していくべきことである。

・設計の契約は確認申請の前に行うのか。

・法改正検討時に国交省より設計契約は確認前に行うべきであるとの説明を受けた。法文の規定では明らかになっていない。

4. 一級建築士の処分基準の見直しについて

○資料4-1、4-2により一級建築士の処分基準の見直しについての意見交換を行った。

資料4-1は、一級建築士の懲戒処分に関する検討事項（お

願い案)として建築3会で検討しているメモであり、その内容としては情状酌量など事情を考慮した処分としてほしい旨などの要望を検討していることが高津委員より説明された。また資料4-2により八島委員より中央建築士審査会での検討の概要が報告された。

○次のような意見が出された。

- ・社会に実態上迷惑をかけるかどうか評価の対象としてよいのではないか。
- ・指定確認検査機関と相談した上で行政にも相談しなければならぬのであれば指定確認の意味はなにかということになってしまう。

次回委員会日程

平成27年1月16日(金)9:30~12:30

(特別委員は10:30より)

■第1回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成26年11月13日(木)

13:30~15:55

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 佐々木宏幸

委 員 池田匠、栗原信幸、相原清安、高橋宏、
車田聡、田中功

担当副会長 宮原克平

事務局 高津専務理事、前田、松谷、阿多

欠席者 副委員長 香月直樹

議 事

- (1) 総務・財務委員会の分担事項及び平成26年度事業計画等について

事務局より資料1により、日事連の機構、総務・財務委員会の分担事項及び平成26年度事業計画等について説明がなされた。

- (2) 平成26年度上半期事業報告及び決算報告について

- 1) 平成26年度上半期事業報告について

事務局より資料2-1により、会議報告、事業報告及び会

員動静について概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告は以下のとおり。

①会員・構成員異動

②会員増強に対する単位会の意識の高揚を図ることを目的に、今年度から「会員増強単位会表彰制度」を設けたこと

③単位会の新法人への移行状況について

④第38回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施

⑤日事連建築賞表彰の実施

⑥年次功労者表彰の実施

⑦各種保険制度の運営について

- 2) 平成26年度上半期決算報告について

事務局より資料1-2により、一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成26年度上半期決算報告について、次の趣旨の説明がなされた。

一般会計では、予算に対し、講演講習会収入が110%の実績率、講演講習会費支出が76%の実績率となっているが、これは予算作成段階では金額が確定していなかった既存住宅現況検査技術者講習にかかわる収支が発生したためである。適合証明業務登録機関特別会計では、8月から9月に適合証明技術者の講習を実施したが、9月末迄に入出金があったものを計上している。

協議の結果、資料1-1及び資料1-2のとおり常任理事会に提案することとした。

- (3) 平成27年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員について

事務局より、資料3により次の趣旨の説明がなされた。

募集要項については、前年度に引き続き、対象建築作品、応募資格者及び応募手続き等について従来どおりの要項で実施していくこととしたい。今回の主な変更点は、年度が変わったことによる対象建築作品の竣工年月日の期間及び応募締切日等である。また、受賞者から提出された作品写真の取り扱い等を明確にさせる他、一部具体的な表現を加える等、募集要項をより明確なものにした。

委員長には、委員を5年務めた富永讓氏が就任し、委員は、

石堂威氏は留任、その他の5名は新任である。

協議の結果、資料3のとおり常任理事会に提案することとした。

(4) 全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成について

事務局より、資料4により次の趣旨の説明がなされた。
平成27年度の全国大会（茨城大会）の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、2月上旬頃より活動を行いたい。委員は、主管会（茨城会）が所属するブロック選出副会長を委員長、主管会会長を副委員長とし、総勢7名で構成する。

協議の結果、資料4のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) 第122回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

事務局より、12月4日に銀座東武ホテルで行われる第122回建築士事務所協会全国会長会議のスケジュール等について資料5によって説明がなされた。

協議の結果、資料5のとおり常任理事会に提案することとした。

(6) 「国連防災世界会議」への五会共同企画の実施について

事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

国連防災世界会議は、国際的な防災戦略を策定する国連主催の会議である。平成27年3月の仙台での第3回会議には、日本建築学会より建築四会（日事連、士会連、JIA、日建連）あてに共同企画参加要請があり、5月の総務・財務委員会及び常任理事会で報告し、6月の通常理事会では、総務・財務委員会等で検討、参加する方向で了承された。実施内容は、シンポジウム「いのちを守るまちづくり／家づくり」で、テーマは「都市・建築の領域における復興と防災への貢献」である。なお、一団体当たりの負担額は328,000円の予定である。

協議の結果、資料6のとおり常任理事会に提案することとした。

(7) 日事連事務局が加入する東京建築設計厚生年金基金の法改正への対応について

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

改正厚生年金保険法が平成26年4月に施行され、全ての厚生年金基金は、新制度へ移行するか10年以内に解散を余儀なくされることとなった。日事連事務局が加入する東京建築設計厚生年金基金は、代行割れ基金ではないが、改正厚生年金保険法の存続基準を満たすことは難しいため、給付水準及び掛金負担のバランス並びに加入員及び年金受給者の公平性の観点から、解散の上、後継制度を新たに設立する方針を決定した。加入員の将来の受取額が、従来より減るが、後継制度に加入せずに同様の事務を事務局で行うことはほぼ不可能であり、これに代わる適当な制度がないため、解散手続に同意し後継制度に加入することとした。

協議の結果、資料7のとおり常任理事会に提案することとした。

(8) 平成27年5月からの八丁堀NFビル賃貸借条件の改定について

事務局より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成27年4月で、日事連事務局が入居する八丁堀NFビルの賃貸借契約が満了となる。現在は、坪単価13,000円（共益費及び消費税を除く。以下同）の賃料で5年の定期賃貸借契約であるが、家主から提示された契約更新条件は、同様に5年の定期賃貸借契約の場合は坪13,250円、2年の普通賃貸借契約の場合は坪13,500円であった。仲介する不動産業者によると、都心のオフィスは空室率が下がり賃料が上昇傾向であること及び平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて賃料相場の上昇が見込めることから、これ以上の賃料引き下げは難しいとのことである。

委員から、少しでも安い金額で5年契約とした方がよいのではとの意見が出された。

協議の結果、事務局で再度値下げ交渉を行い、次回の委員会で協議することとした。

(9) 全国大会の地方と東京の隔年開催について

事務局より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

昭和51年より、単位会を主管会としてブロック協議会の持ち回りで、毎年全国大会を実施していたが、日事連の財政悪化により、平成18年度から東京開催と地方開催を交互に行い、東京開催では参加人数や会場規模を縮小し、日事連の支出削減を図ることとした。初回の平成18年度は、全体の参加人数を500名とし、単位会からの参加は450名余に制限されたが、東京開催での参加人数増を希望する単位会やブロック協議会が少なくなかった。平成20年度からは参加人数を増やすため、会場を帝国ホテルに移し、単位会からの参加数は、平成20年度に740名、平成22年度には842名と増加したが、平成24年度は50周年記念式典併催にもかかわらず、755名と日事連からの参加要請人数800名に達しなかった。この頃から、①東京開催に参加を希望する会員が減ってきている、②隔年開催を続けると、全ての単位会で一巡するのに100年近くかかる、③毎年違う地域に行きたい等の意見がブロック協議会等から寄せられるようになり、前期の総務・財務委員会では、隔年での東京開催を中止する意見が大半で、平成26年度中に結論を出すこととしていた。現在、平成29年度までの開催地が決定しているため、平成30年度以降の実施について諮るものである。ただし、仮に隔年の東京開催を中止した場合、地方大会の主管会への日事連負担金（最近は1,600万円）と東京開催での日事連の支出（約1,000万円）の差額、隔年で600万円の財源を捻出しなければならない。

委員からは次のような意見が出された。

- ・隔年の東京開催は中止し、地方の持ち回りに戻した方がよい。
- ・前例にとらわれずに実施方法を見直せば、600万円くらいの経費削減は可能ではないか。
- ・削減後の予算で実施することにすれば、その範囲内で企画することになり、問題ないのではないか。
- ・過去に主管会で運営を経験したが、イベント会社への丸投

げ、派手な映像設備及び前例主義を排除すれば、予算を縮減しても充分実施可能である。

協議の結果、各委員を通じブロック協議会で議論してもらい、その意見等を参考に次回の委員会で協議することとした。次回委員会開催予定

平成27年2月19日（木）13:30～16:30

(配付資料)

資料1：日事連機構他

資料2-1：平成26年度上半期事業報告書

資料2-2：平成26年度上半期決算報告書

資料3：平成27年度日事連建築賞募集要項及び選考委員
員について

資料4：全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成について

(案)

資料5：第122回建築士事務所協会全国会長会議等のスケ
ジュール及び議事等について

資料6：第3回国連防災世界会議について

資料7：日事連事務局が加入する東京建築設計厚生年金基金
の法改正への対応について

資料8：八丁堀NFビル賃貸借条件の改定について

資料9：全国大会の地方と東京の隔年開催について

■第7回全国大会実行特別委員会議事概要

日 時 平成26年12月12日（金）

15:30～17:15

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博

副委員長 大内達史

委 員 戸張隆、戸井田秀明、鈴木兼次、宮下登久子、
西倉努、加藤昇、芝京子、白井勇

特別委員 鍋倉孝行、松田純也、但野廣

事務局 高津専務理事、前田、松谷

欠席者 委 員 田端隆

協議事項

- (1) 第38回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施報告・収支報告について

事務局より、第38回建築士事務所全国大会（東京開催）実施報告及び収支報告等について、資料1によって説明がなされた。開催日程、参加者数及び収支決算の概要は次のとおり。

①開催日程

平成26年10月3日（金）

- | | |
|-------------|---|
| 12:00 | 登録受付開始、日事連建築賞受賞作品展 |
| 13:00～14:30 | 第1部 シンポジウム
～東日本大震災に果した「建築復興支援センター」の役割～ |
| 14:40～15:10 | 第2部 建築士法改正の報告
「建築士法改正の意義と建築士事務所のこれから」 |
| 15:30～17:00 | 大会式典（日事連建築賞表彰・年次功労者表彰） |
| 17:20～19:00 | 第38回建築士事務所全国大会
パーティ建築士法改正の感謝の集い |

②式典・パーティ出席者

6月に建築士法の改正が議員立法により可決・成立したことを踏まえ、建築士法改正の内容を加え、パーティの名称を「第38回建築士事務所全国大会パーティ建築士法改正の感謝の集い」とした。

参加総数 820名

主催者等参加数8名、単位会参加数626名（うち日事連建築賞27名、年次功労者37名）、招待者参加数186名

招待者内訳

国土交通副大臣 北川イッセイ

自由民主党建築設計議員連盟会長・衆議院議員 額賀福志郎

自由民主党建築設計議員連盟事務局長・衆議院議員

山本有二

国会議員（本人出席40名、代理出席67名）、国土交通省、住宅金融支援機構、関係団体、賛助会員、事業関係等

③収支決算 17,156,665円

協議の結果、実施報告書に国会議員等招待者内訳人数を記載することとし、資料1の実施報告・収支報告について了承した。

- (2) 全国大会終了後の意見等について

事務局より各委員から出された全国大会終了後の意見等について次の趣旨の説明がなされた。

①シンポジウム、建築士法改正の報告について

- ・シンポジウムの最中に参加者の私語や会場内の出入りが大変目立った。
→今後、事前に単位会へ文書で時間厳守等の周知徹底を図る
他、大会当日もシンポジウム開催前に会場内でアナウンスを行うようにする。

②大会式典について

- ・日事連建築賞の表彰の際に登壇しない受賞事務所についても、登壇して紹介するようにした方が良いのではないかと。
- ・日事連建築賞の審査講評及び次期開催地会長挨拶が予定時間を大きく超過してしまったが、次回からは、出演者に事前に徹底を図ることとした。

③パーティ、建築士法改正の感謝の集い

- ・式典、パーティ共、盛会裏に終了したが、途中で帰られた来賓（国会議員）に対する見送り等が徹底出来なかった。
- ・感謝の集いということもあり、国会議員等への手土産があっても良かったのではないかと。
→国会議員への手土産については、会長も熟慮したが、他の来賓への配慮や事前買い取りになること等から、当日の配布はしないこととした。ただし、議連幹部には、後日会長が出席のお礼に伺った際に手土産を持参した。

④その他（受付、建築賞展示等）

- ・プログラムのサイズが小さくて持ち運びには良いが、保存し

にくい。地方大会と同様、A4サイズ等に統一した方が良いのではないかと。

→地方開催の際は他の資料と手提げに入れて配布しているが、東京開催ではパーティの際に捨て置かれる可能性が高いので、当初から背広の内ポケットに入るサイズにしている。

- ・建築賞の審査講評を作品別にプログラムに掲載することで、大会式典での審査講評も簡素化しても良いのではないかと。

- ・建築賞の展示パネルに照明が反射し、見にくい作品があったので、次回注意してほしい。

- ・建築賞のパネル展示を地方の単位会等で開催できるよう、貸し出し制度を検討してほしい。単位会及び建築士事務所のアピール並びに会員増強に繋がると思われる。

- ・参加者の名札の表示の仕方を各単位会で工夫して作成してもらっても良いのではないかと。

- ・スタッフの荷物置き場や休憩場所等としての控室の利用方法も次回は考慮した方が良い。

⑤今後の全国大会について

- ・隔年開催をやめ、5年、10年等の節目の年に東京開催を行ってはどうか。

- ・前回よりも良いものにしようと、年々派手になりがちなので全体の予算の縮減を本気で考えるべきある。

協議の結果、今大会の反省点、今後の課題等については、次期の全国大会委員会等に申し送り、検討することとした。

(3) 全国大会運営特別委員会（第39回・茨城大会）の設置及び委員構成について

事務局より、茨城大会に向けた全国大会運営特別委員会の設置及び委員について、参考資料により以下の説明がなされた。

全国大会運営特別委員会の目的、事業、委員構成、設置期間、運営方法等については既に11月の理事会で承認されている。委員長に主管会が所属するブロック協議会選出の宮原克平副会長が、副委員長に横須賀満夫茨城会会

長が就任する他、本委員会の加藤委員が選任された。

(配付資料)

資料1 第38回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施報告・収支報告について

資料2 全国大会終了後の意見等について

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成27年

1月19日	建賠保険等調査専門委員会
20日	(仮称) 四会契約約款編集WG
21日	JAAF-MS T維持管理WG
23日	教育・情報委員会
26日	既存住宅の活用に係わるWG
27日	広報・渉外委員会
29日	全国大会運営特別委員会
2月5日	会誌編集専門委員会
12日	指導運営委員会

■12月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成26年12月1日～12月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,036		4,648	22.3%	240	+ 2	23.2%
青 森	176		987	17.8%	36		20.5%
岩 手	274	+ 4	1,068	25.7%	64		23.4%
宮 城	366	- 2	2,169	16.9%	80	+ 2	21.9%
秋 田	151		1,137	13.3%	42		27.8%
山 形	177		1,233	14.4%	49		27.7%
福 島	226		1,668	13.5%	59		26.1%
茨 城	489		2,179	22.4%	144	+ 1	29.4%
栃 木	176		1,437	12.2%	88		50.0%
群 馬	189		1,890	10.0%	89		47.1%
埼 玉	527		5,158	10.2%	114		21.6%
千 葉	430	+ 2	3,597	12.0%	110		25.6%
東 京	1,537	+ 2	15,730	9.8%	472	+ 1	30.7%
神奈川	772	+ 6	6,443	12.0%	185	+ 2	24.0%
新 潟	333		2,456	13.6%	113	+ 1	33.9%
長 野	449		2,288	19.6%	121		26.9%
山 梨	106		865	12.3%	11		10.4%
富 山	309	+ 3	1,317	23.5%	59		19.1%
石 川	292	+ 2	1,339	21.8%	54		18.5%
福 井	240	+ 1	1,017	23.6%	56		23.3%
静 岡	476	- 1	3,327	14.3%	134		28.2%
愛 知	568	- 1	5,259	10.8%	127		22.4%
三 重	190		1,337	14.2%	66		34.7%
滋 賀	183		1,215	15.1%	33		18.0%
京 都	322		2,247	14.3%	87		27.0%
大 阪	802		6,699	12.0%	175		21.8%
兵 庫	438		3,777	11.6%	110		25.1%
奈 良	114		983	11.6%	23		20.2%
和歌山	118		796	14.8%	26		22.0%
鳥 取	89		515	17.3%	46		51.7%
島 根	138		706	19.5%	70	+ 1	50.7%
岡 山	413	- 3	1,583	26.1%	62		15.0%
広 島	342		2,462	13.9%	120		35.1%
山 口	110		1,127	9.8%	37		33.6%
徳 島	99		889	11.1%	13		13.1%
香 川	102		1,153	8.8%	17		16.7%
愛 媛	152		1,237	12.3%	34		22.4%
高 知	143		673	21.2%	22		15.4%
福 岡	484	+ 1	3,804	12.7%	148		30.6%
佐 賀	177		637	27.8%	31		17.5%
長 崎	252	- 2	886	28.4%	44		17.5%
熊 本	218		1,411	15.5%	91		41.7%
大 分	153		964	15.9%	37		24.2%
宮 崎	122	+ 1	1,101	11.1%	57		46.7%
鹿 児 島	304		1,354	22.5%	83		27.3%
沖 縄	192		1,307	14.7%	53		27.6%
計	14,956	+ 13	106,075	14.1%	3,932	+ 10	26.3%

※建築士事務所登録数は平成26年9月末日現在の数字である。